

29 後 審 第 2792 号
平成 30 年 1 月 19 日

審査請求人 [REDACTED] 様
代理人 上田 孝之 様

審査庁

大阪府後期高齢者医療審査会
会 長 村 上 武 則



審査請求に対する裁決について（送付）

さきに、あなたが提起した審査請求について、審査の結果、別添謄本のとおり裁決しました。

については、行政不服審査法第 51 条第 2 項の規定により、裁決書の謄本を送付します。

（裁決事項について）

審査請求の手続きは、行政機関が行った個別の処分（保険料の額や徴収方法、一部負担金の自己負担割合の決定等）について、法令の適用の誤りや計算誤りがないか等を審査する手続きです。したがって、制度自体の是非を審査の対象とすることは、当審査会の審査にはなじまないものですので、ご了承願います。

問合せ先
大阪府後期高齢者医療審査会事務局
（大阪府福祉部国民健康保険課内）
担当：坂上、阪口
電話：06-6944-6359（ダイヤルイン）
FAX：06-6944-6684

（裏面もご覧下さい。）

教 示

(訴訟について)

裁決又は原処分取消しの訴えをする場合は、この裁決書の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します)に、提起しなければなりません(なお、裁決書の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決取消しの訴えを提起することができなくなります)。

裁決取消しの訴えは、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、原処分取消しの訴えは、処分庁を被告(代表者は、処分庁の長)として提起できます。

なお、裁決取消しの訴えにおいては、原処分が違法であるということを理由として裁決取消しを求めることはできません(行政事件訴訟法第10条第2項)。

裁 決 書

審査請求人

氏 名

住 所

生年月日

被保険者証番号

摂津市

昭和 18 年 2 月 25 日

11516051

代 理 人

氏 名

住 所

上田 孝之

大阪市平野区平野本町 3-3-23-405

処 分 庁

名 称

所 在 地

大阪府後期高齢者医療広域連合

大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号中央大通 FNビル 8 階

審査請求人が平成 29 年 6 月 2 日付けで提起した、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行った後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 10 月施術分）及び後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 12 月施術分）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

裁決の主文

本件審査請求に係る、広域連合が行った後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 10 月施術分）及び後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 12 月施術分）は、いずれもこれを取り消す。

第 1 審査請求の趣旨等

審査請求人は、広域連合が行った審査請求人に対する後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 10 月施術分）及び後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成 28 年 12 月施術分）（以下「本件両処分」という。）について、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 128 条第 1 項の規定（審査請求に関する規定）により、大阪府後期高齢者医療審査会に審査請求を提起した。

その理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

審査請求人は、広域連合が通知した本件両処分である療養費一部不支給決定通知の取消し裁決と、可及的すみやかなる療養費の全額の支給決定を求めらるものである。

患者が鍼灸施術を受けた場合、当該鍼灸施術は法第 77 条において「療養費」として現金給付の対象となっている。

療養費の支給申請にあたっては、療養費支給申請書に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 47 条にある事項を明記する以外に、運用上は厚生労働省保険局長及び同局医療課長の発出する通知により、療養費としての支給が認められており、現金給付ではあるものの、実際は施術者である鍼灸師側が療養費の受取代理人となっている実態が公然と認容されている。

これらの運用上の取扱いを受け、現在の運用は平成 22 年 5 月 24 日付保医発 0524 第 4 号：最終改正平成 25 年 4 月 24 日付保医発 0424 第 2 号により厚生労働省保険局医療課長より発出された「はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等」（以下「留意事項」という。）により、はり・きゅう施術療養費の支給事務に関する取扱いの詳細が整理され、事実この厚生労働省保険局医療課長通知により、各国保の保険者が全国一律の療養費支給決定事務を実施しているところである。

本件療養費申請に係る鍼灸施術の受療は保険医による医師の同意書の交付または、厚労省の定めによる再同意に基づき、当然のことながら留意事項を遵守した上での保険適用である。厚生労働省保険局医療課が発出した平成 16 年 10 月 1 日付保医発 1001002 号「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について」（以下、「支給の留意事項」という。）第 6 章往療料の 1 に「往療料は、歩行困難、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給出来ること。」とある。「ショートステイは患家ではないため」ということが今回不支給になった理由にあるが、審査請求人は施設に週 6 日間入居しており、実質自宅と同様に施設で生活している。これが患家として認められないというのはどのような判断基準で患家を定めているのか理解しがたい。更に今回審査請求人が入所している施設である「特別養護老人ホーム」は“短期入所生活介護施設”に部類され、サービス内容も入浴・排泄・食事・その他日常生活の世話や機能訓練といった、看護や医学的管理下における介護内容でないことから、往療が算定されて当然であろうと考えるものである。あくまで「生活の基盤」であったのだ。

処分庁である大阪府後期高齢者医療広域連合長は、療養費の支給決定に

あたって疑義がある場合は、被保険者及び世帯主に対して法第 77 条の規定により、事実確認・調査を行うことができるが、本件に関しては広域連合がショートステイ＝短期入所させる施設という固定概念のみで不支給決定をしたのではないか。ここで主張したいのは「ショートステイ先も患家とみなされる場合がある」ということである。その判断基準は、審査請求人が入所していたのが“短期入所生活介護施設”と“短期入所療養介護施設”どちらであるのかということと、その期間・頻度にある。短期入所生活介護というのは、在宅の要介護者に老人短期入居施設・特別養護老人ホーム等へ短期入居してもらい、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービスである。一方、短期入所療養介護は、病状が安定期にある在宅の要介護者に介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に短期入所してもらい、看護や医学的管理下に置ける介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を提供するサービスである。大まかな原則論としては、“短期入所生活介護”では、施術及び往療に係る療養費の給付は原則可能だが、“短期入所療養介護”は医学的管理下での介護・機能訓練などの必要な医療の提供を前提とした施設なので、施術に係る療養費の給付を行うことは適当ではないだろう。ショートステイ施設がどのような形態なのかによって、医療保険各法における現金給付としての療養費と往療料加算算定の可否は一概には言えないが、いずれの場合も、基本原則を理解したうえで、個別に判断すべきだろう。これについては、平成 29 年 2 月 28 日付で厚生労働省保険局医療課が発出した「はり・きゅう及びあん摩マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料」の鍼灸に係る療養費関係(Q&A)問 13「特別養護老人ホーム等の施設に赴いた場合に往療料は算定できるのか。」の答に、「特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等の施設に入所している患者に対する往療に関しては、往療料の支給基準を満たす患者であれば、算定して差し支えない。」と記載があるが、本件で審査請求人が入所していたのは“短期入所生活介護施設”であり、施術者意見書のサービス利用票を確認しても医療の提供を受けていないことは明確であるし、1ヶ月のほとんどをこの施設で過ごしていることから当該ショートステイで発生した往療料は認められるものとする。

審査請求人は、週 6 日程度施設に入所し、生活している。これは施術者が「患者様が 1 ヶ月のうち自宅に戻られるのは 4 日程度であり、その他の生活は特別養護老人ホームに滞在されておられます。」と証言しているが、広域連合はどのような基準で患家を定めているのだろうか。患家という言葉を辞書で引くと「患者のいる家」と記載されているが、自宅同様に生活をしている特別養護老人ホームが“患者のいる家”ではないとする根拠が

分からない。さらに患家の基準については何かしらの通知や法律で定められていない以上、本件でいう患者（審査請求人）がほとんどの生活を行っている場所は特別養護老人ホームであり、まさに患者のいる家＝特別養護老人ホームとなっている。もちろん広域連合の「介護保険法に「短期間入所」と記載されているので住所移転ではない」という主張も理解できるが、実際に患者がどのくらいの期間・頻度で施設に入所しているのかというのは事実確認を行えば明確であるにもかかわらず、なぜ週に6日間程度入所している施設が“短期間入所”という扱いになるのか。今回審査請求人が週に1日だけ滞在している自宅へ施術者が赴いた時に発生した往療料は支給されたが、週に6日程度入居している特別養護施設へ施術者が赴いた分の往療料は支給されなかったということは、例えば週に7日施設に入居していたらどうなのか。月にどのくらいの割合で施設に入居していたら往療料が算定されるのか、具体的な数字を上げていただきたい。

広域連合は本件のように短期間入所させる施設という位置づけであっても、実際は長期間入所している案件の事を“ロングのショートステイ”という完全な造語を用いてあくまでもショートステイであるということを主張したいようだが、ロングのショートステイということはつまり“ショートステイを長期間”という事なので、結果として本件を含めその他広域連合がロングのショートステイと定めている案件全て、患者は施設に“長期間入所”しているというのが実態だろう、このようなよくわからない基準をもって判断し、不支給決定をしたというのは許されないことである。

大阪府後期高齢者医療広域連合長のはり・きゅう施術療養費に係る往療料加算算定を認めず一部不支給決定とした原処分には、独自の固定観念を以てした支給決定判断に明らかに誤りがあるものと認められ、当該運用通知解釈上明らかに不当・失当である。

また、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給基準や具体的にはり・きゅう施術の取扱いの対象を明記した厚生労働省保険局医療課長通知による留意事項の運用上の解釈や、同省保険局医療課が発出した疑義解釈資料としてのQ&A資料に鑑みた場合、大阪府後期高齢者医療広域連合長の一部不支給決定処分は齟齬・欠陥があるものと言わざるを得ない。

法第77条及び規則第47条に定めのある療養費の規定上において、併せて、先にも述べたはり・きゅう施術に係る療養費の運用上の取扱いとして平成29年2月28日付で厚生労働省保険局医療課が発出した「はり・きゅう及びあん摩マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料」の鍼灸に係る療養費関係(Q&A)問13の答に鑑みた場合、当然のことながら本来療養費としての加算算定としての往療料は全額支給される要件をすべて満たしているものと解すべきである。

したがって、原処分は破棄を免れず、審査請求人の請求は認容されなければならない。原処分が取り消されなければならないことをここに主張するとともに、併せて、可及的速やかに本件はり・きゅう施術療養費に係る往療料が支給されなければならないことを求める。

第2 保険者の主張

広域連合は、棄却裁決を求めている。

その理由は、以下のとおりである。

規則第47条第1項に基づき、審査請求人から平成28年10月31日付及び平成28年12月31日付の療養費支給申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けた。

なお当該申請書適用欄には、「ショートステイ先にて往療」と記載されていた。

当広域連合では、厚生労働省保険局医療課長より発出された「支給の留意事項」に従い、療養費の支給決定を行ったものである。

申請書記載のショートステイ先については、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条第9項に規定する「老人福祉法第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設であり、同条同項に「短期間入所」するものとの記載があるため、当該ショートステイは宿泊等一時滞在で「支給の留意事項」別添1第6章1に定める「患家」には該当しないと判断し、当該ショートステイ先の往療料を不支給としたものである。

第3 裁決の理由

当審査会の見解は、以下のとおりである。

1 はり・きゅう施術療養費の支給要件について

後期高齢者医療広域連合は、療養の給付を行うことが困難であると認めるときは、法第77条第1項で、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができるものとされ、はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給については、「支給の留意事項」にその取扱いが定められている。

このうち、往療料については、「支給の留意事項」別添1「はり・きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等」第6章の1において、「往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。」と規定されている。

2 本件審査請求について

本件両処分においては、審査請求人が「自宅」及び「週6日のショートステイ先」の2か所に対するはり・きゅう施術療養費のうち「週6日のショートステイ先」に係る往療料を広域連合が不支給とした点について、支給が認められるかどうかを判断する必要がある。

広域連合は、審査請求人が当該特別養護老人ホームに入所していたのではなく、介護保険法第8条第9項に規定する「短期入所施設」に「短期間入所」していたのであって、当該施設が「生活の基盤」とは言えず、「留意事項」別添1第6章1に定める「患家」には該当しないと主張する。

これに対し、審査請求人及び審査請求代理人は、「審査請求人は施設に週6日間入居しており、実質自宅と同様に施設で生活している。」「特別養護老人ホームは“短期入所生活介護施設”に部類され、サービス内容も入浴・排泄・食事・その他日常生活の世話や機能訓練といった、看護や医学的管理下における介護内容でなく、あくまで「生活の基盤」である」等と主張する。

施設に入所している患者に対する往療料の算定については、平成29年2月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」鍼灸に係る療養費関係【往療料関連】において

(問13) 特別養護老人ホーム等の施設に赴いた場合に往療料は算定できるか。

(答) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等の施設に入所している患者に対する往療に関しては、往療料の支給基準を満たす患者であれば、算定して差し支えない。(以下略)

と示されており、患者自宅以外であっても、患家とみなされる場合は、往療料の算定が認められる場合がある趣旨であると解される。

これに対し、広域連合は、弁明書において「審査請求人は本件疑義解釈の前提である施設への「入所」がなされていないため否認されるべきであり、当広域連合の決定は矛盾しない。」と主張する。

広域連合が不支給の理由とする「ショートステイ先への往療」の可否については、明文の規定はないものの、療養費としての支給にあたっては、「支給の留意事項」により、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等や、通所して治療を受けることが困難な場合と認められる状況の有無、患者自宅以外で施術を行った場合、それが適切なものかどうかを含め総合的に判断すべきであると考えるのが、上記疑義解釈の趣旨からも適当であると解される。

本件において広域連合は、「ショートステイは宿泊等一時滞在で「患家」には該当しない」とする抽象的な理由のみをもってこれを一部不支

給としており、その他の往療料の算定基準に基づく処分の理由は示されておらず、患者自宅以外の施設で施術を行った場合、それが適切なものかどうかについても判断されたものとは言い難いことから、本件処分は、療養費の支給決定にあたっての判断の具体性を欠き、本件処分は取り消されるべきである。

以上のことから、広域連合が行った後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成28年10月施術分）及び後期高齢者医療療養費一部不支給決定処分（平成28年12月施術分）は、行政不服審査法第46条第1項の規定を適用し、これを取り消すこととする。

平成29年12月26日

審査庁 大阪府後期高齢者医療審査会



上記は謄本である。

平成30年1月19日

審査庁 大阪府後期高齢者医療審査会

会長 村上武則



